

島根県 水と緑の森づくり

水と緑の森づくり税

島根県では、県民共有の財産である水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、平成 17 年度に「島根県水と緑の森づくり税条例」を制定しました。この税を財源として、荒廃した森林の再生を図るとともに、県民のアイデアと参加により、新たな森づくりの取り組みを行い、県民主体の森づくりが将来にわたり続いていくことを目指して「水と緑の森づくり事業」を展開しています。

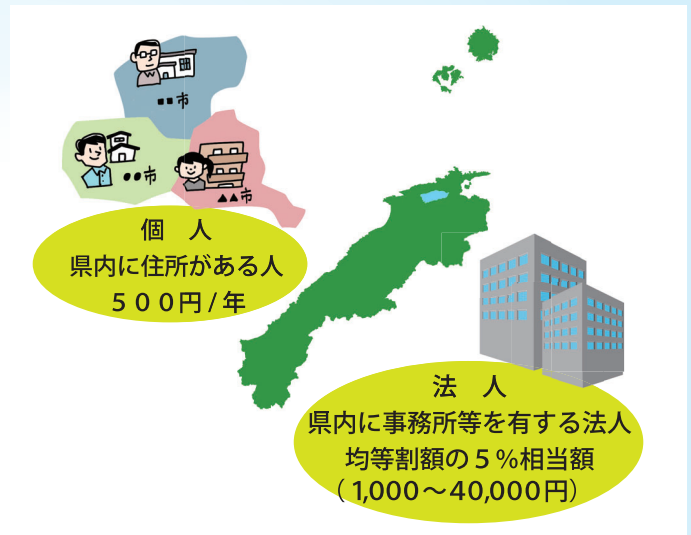
水と緑の森づくり税収は、「島根県水と緑の森づくり基金条例」により基金として積み立て、島根県が行う水と緑の森づくり事業に充てています。

◎税を納める人

- ・個人：県内に住所がある人
- ・法人：県内に事務所等を有する法人

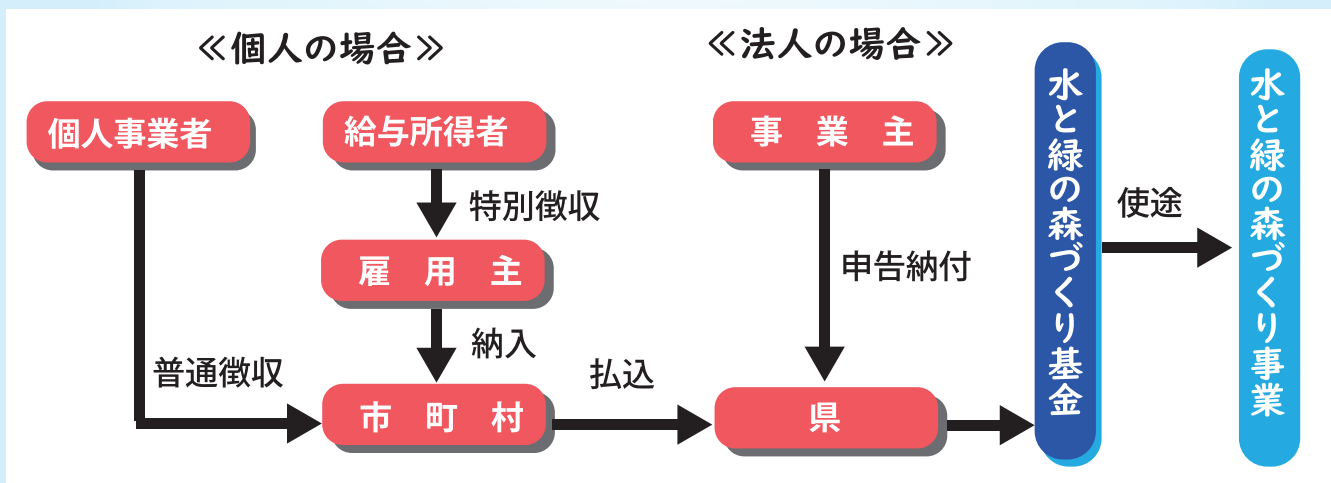
◎納める額

- ・個人：年 500 円
- ・法人：均等割額の 5%相当額
(1,000~40,000 円)



◎納付方法

現行の県民税均等割額に加算して、県民税の一部として納付します。



◎期間

第4期対策 令和2年4月1日~令和7年3月31日 (5年間)